

平成19年3月22日  
午後2時00分会議  
於 議 場

1. 出席議員は次のとおりである(30名)

1番	佐藤博	2番	武田正樹
3番	小坂井実	4番	佐藤高清
5番	立松新治	6番	山本芳照
7番	村井邦彦	8番	新田達也
10番	伊藤正信	11番	栗田和昌
12番	杉浦敏	13番	炭竈ふく代
14番	三浦義美	15番	浅井葉子
16番	中山金一	17番	前田勝幸
18番	安井光子	19番	佐藤良行
20番	高橋和夫	21番	立松一彦
22番	水野博	23番	高橋清春
24番	木下道郎	25番	宇佐美肇
26番	久保文哉	27番	黒宮喜四美
28番	四方利男	29番	大原功
31番	原沢久志	32番	三宮十五郎

2. 欠席議員は次のとおりである(1名)

9番 渡邊昶

3. 会議録署名議員

7番 村井邦彦                      8番 新田達也

4. 欠員(1名)30番

5. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名(31名)

市長	服部彰文	助役	加藤恒夫
教育長	池田俊弘	総務部長	北岡勤
民生部長兼 福祉事務所長	服部輝男	開発部長	横井昌明
教育部長兼 図書館長	平野雄二	十四山支所長	平野瞳
十四山スポーツ センター館長	平野茂雄	監査委員 事務局長	村上勝美
総務部次長 兼税務課長	佐藤忠	開発部次長 兼農政課長	早川誠

十四山総合福祉 センター所長	大 木 博 雄	総 務 課 長	佐 藤 勝 義
企画情報課長	村 瀬 美 樹	管 財 課 長	渡 辺 安 彦
防災安全課長	服 部 正 治	会 計 課 長	青 木 麗 子
市 民 課 長	加 藤 芳 二	保 険 年 金 課 長	佐 野 隆
環 境 課 長	久 野 一 美	健 康 推 進 課 長	鯖 戸 善 弘
福 祉 課 長	横 井 貞 夫	介 護 高 齢 課 長	佐 野 隆
児 童 課 長	山 田 英 夫	商 工 労 政 課 長	若 山 孝 司
土 木 課 長	橋 村 正 則	都 市 計 画 課 長	三 輪 眞 士
下 水 道 課 長	伊 藤 敏 之	教 育 課 長	前 野 幸 代
社会教育課長	高 橋 忠		

6. 本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	下 里 博 昭	書 記	柴 田 寿 文
書 記	飯 田 宏 基		

7. 議事日程

日程第 1	会議録署名議員の指名
日程第 2	海部地区休日診療所組合議会議員の選挙の件
日程第 3	海部南部広域事務組合議会議員の選挙の件
日程第 4	議案第19号弥富市長の給料の月額の特例に関する条例の制定の撤回の件
日程第 5	議案第 1 号 平成19年度弥富市一般会計予算の件
日程第 6	議案第 2 号 平成19年度弥富市国民健康保険特別会計予算の件
日程第 7	議案第 3 号 平成19年度弥富市老人保健特別会計予算の件
日程第 8	議案第 4 号 平成19年度弥富市土地取得特別会計予算の件
日程第 9	議案第 5 号 平成19年度弥富市農業集落排水事業特別会計予算の件
日程第10	議案第 6 号 平成19年度弥富市介護保険特別会計予算の件
日程第11	議案第 7 号 平成19年度弥富市公共下水道事業特別会計予算の件
日程第12	議案第15号 市道の廃止の件
日程第13	議案第16号 市道の認定の件
日程第14	議案第17号 弥富市公益法人等への職員の派遣に関する条例の一部改正の件
日程第15	議案第18号 弥富市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正の件
日程第16	議案第20号 弥富市職員の給与に関する条例の一部改正の件

- 日程第17 議案第21号 弥富市土地開発基金条例の一部改正の件
- 日程第18 議案第22号 弥富市遺児手当支給条例及び弥富市母子家庭等医療費支給条例の一部改正の件
- 日程第19 議案第23号 弥富市墓地条例の一部改正の件
- 日程第20 議案第24号 平成18年度弥富市一般会計補正予算の件
- 日程第21 議案第25号 平成18年度弥富市国民健康保険特別会計補正予算の件
- 日程第22 議案第26号 平成18年度弥富市老人保健特別会計補正予算の件
- 日程第23 議案第27号 平成18年度弥富市土地取得特別会計補正予算の件
- 日程第24 議案第28号 平成18年度弥富市農業集落排水事業特別会計補正予算の件
- 日程第25 議案第29号 平成18年度弥富市介護保険特別会計補正予算の件
- 日程第26 議案第30号 平成18年度弥富市公共下水道事業特別会計補正予算の件
- 日程第27 議案第32号 弥富市長の給与の特例に関する条例の制定の件
- 日程第28 発議第1号 弥富市議会会議規則の一部改正の件
- 日程第29 発議第2号 弥富市議会委員会条例の一部改正の件
- 日程第30 閉会中の継続審査の件

~~~~~  
午後2時12分 開議

議長（大原 功君） ただいまより平成19年第1回弥富市議会定例会継続議会を開議いたします。

これより会議に入ります。

~~~~~  
日程第1 会議録署名議員の指名

議長（大原 功君） 日程第1、会議録署名議員の指名をいたします。

会議規則第81条の規定により、村井邦彦議員と新田達也議員を指名いたします。

ここで、中山金一議員から発言を求められておりますので、許可いたします。

16番（中山金一君） 中山です。

3月14日の会議における私の発言のうち「服部市長になって」の部分を取り消したいので、取り消しの発言を求めます。許可されるように、会議規則第65条の規定により申し出をいたします。

議長（大原 功君） ただいま中山議員から、3月14日の会議における発言について、会議規則第65条の規定により、発言の取り消しをしたいと申し出がありました。

これを許可することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（大原 功君） 御異議なしと認めます。

よって、中山議員からの発言の取り消しの申し出を許可することに決定をいたしました。

~~~~~  
日程第2 海部地区休日診療所組合議会議員の選挙の件

議長（大原 功君） 日程第2、海部地区休日診療所組合議会議員の選挙を行います。

お諮りいたします。

選挙の方法は、地方自治法第118条第2項の規定により指名推選したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（大原 功君） 御異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は指名推選に決定をいたしました。

お諮りいたします。

指名の方法は、本席より指名したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（大原 功君） 御異議なしと認めます。

よって、本席より指名いたします。

海部地区休日診療所組合の議会議員に三宮十五郎議員と木下道郎議員を指名いたします。  
お諮りいたします。

ただいま指名いたしました兩名を当選人と決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（大原 功君） 御異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました兩名が当選されました。

ただいま当選されました兩名は議場におられますので、会議規則第32条第2項の規定により告知いたします。

~~~~~

日程第3 海部南部広域事務組合議会議員の選挙の件

議長（大原 功君） 日程第3、海部南部広域事務組合議会議員の選挙を行います。

お諮りいたします。

選挙の方法は、地方自治法第118条第2項の規定により指名推選したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（大原 功君） 御異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は指名推選に決定をいたしました。

お諮りいたします。

指名の方法は、本席より指名したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（大原 功君） 御異議なしと認めます。

よって、本席より指名いたします。

海部南部広域事務組合の議会議員に黒宮喜四美議員、高橋清春議員、山本芳照議員を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま指名いたしました諸君を当選人と決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（大原 功君） 御異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました諸君が当選されました。

ただいま当選されました諸君は議場におられますので、会議規則第32条第2項の規定により告知いたします。

~~~~~

日程第4 議案第19号 弥富市長の給料の月額の特例に関する条例の制定の撤回の件  
議長（大原 功君） 日程第4、議案第19号弥富市長の給料の月額の特例に関する条例の制定の撤回についてを議題といたします。

服部彰文市長。

市長（服部彰文君） 議案第19号の提案理由の御説明をさせていただきます。

議案第19号弥富市長の給料の月額の特例に関する条例の制定につきまして、諸般の事情により、総合的に判断いたしまして議案第19条を撤回させていただきますので、よろしくお願いを申し上げます。以上でございます。

議長（大原 功君） これより質疑に入ります。

質疑の方ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（大原 功君） 質疑なしと認め、討論に入ります。

討論の方ございませんか。

〔「議長6番」の声あり〕

議長（大原 功君） 山本議員。

6番（山本芳照君） 6番 山本です。

今、市長の方から第19号の撤回のお話がありました。この撤回について賛成の討論をさせていただきます。

ただいま市長の発言を聞きまして、私は、服部市長は大変勇気ある決断をなされましたと感銘をいたしました。議会は、市民の思いと議員の思いが一体となって進めていく場所であり、先ほど全員協議会で出されました弥富市の第1次行政改革大綱の中にも書かれていますように、地方分権が進む一方で、国の三位一体の改革による地方交付税、それから国庫支出金の削減等厳しい状況の中、国・県からの事務移譲による事務等の拡大、少子・高齢化対策、公債費、公共施設の維持管理費等々財政負担は本市にとっても大変厳しい状況になっている。こうした厳しい状況の中、財政不足を補うためには、従来のように国の支援に頼ることではなくて、議会自身が市民と一体となって英知を結集し、企業的経営理論も学びながら自立した自治の企業体を目指す必要がある、このように大綱の中ではうたっています。まさに服部市長は民間企業に長くおられて、多くの経験を踏まれております。ぜひこれらの大きな経験をこの行政の中に生かしていただいて、まずもって行政運営にこれからも自信を持って当たっていただきたいと、私はこのように思いましたので、先ほどの市長の発言に対し私は賛成討論をさせていただきます。以上です。ありがとうございました。

議長（大原 功君） 他に討論の方ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（大原 功君） 討論なしと認め、採決に入ります。

本案は承認することに御異議ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（大原 功君） 異議なしと認めます。

よって、本案は承認することに決定をいたしました。

~~~~~

- 日程第5 議案第1号 平成19年度弥富市一般会計予算の件
- 日程第6 議案第2号 平成19年度弥富市国民健康保険特別会計予算の件
- 日程第7 議案第3号 平成19年度弥富市老人保健特別会計予算の件
- 日程第8 議案第4号 平成19年度弥富市土地取得特別会計予算の件
- 日程第9 議案第5号 平成19年度弥富市農業集落排水事業特別会計予算の件
- 日程第10 議案第6号 平成19年度弥富市介護保険特別会計予算の件
- 日程第11 議案第7号 平成19年度弥富市公共下水道事業特別会計予算の件
- 日程第12 議案第15号 市道の廃止の件
- 日程第13 議案第16号 市道の認定の件
- 日程第14 議案第17号 弥富市公益法人等への職員の派遣に関する条例の一部改正の件
- 日程第15 議案第18号 弥富市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正の件
- 日程第16 議案第20号 弥富市職員の給与に関する条例の一部改正の件
- 日程第17 議案第21号 弥富市土地開発基金条例の一部改正の件
- 日程第18 議案第22号 弥富市遺児手当支給条例及び弥富市母子家庭等医療費支給条例の一部改正の件
- 日程第19 議案第23号 弥富市墓地条例の一部改正の件
- 日程第20 議案第24号 平成18年度弥富市一般会計補正予算の件
- 日程第21 議案第25号 平成18年度弥富市国民健康保険特別会計補正予算の件
- 日程第22 議案第26号 平成18年度弥富市老人保健特別会計補正予算の件
- 日程第23 議案第27号 平成18年度弥富市土地取得特別会計補正予算の件
- 日程第24 議案第28号 平成18年度弥富市農業集落排水事業特別会計補正予算の件
- 日程第25 議案第29号 平成18年度弥富市介護保険特別会計補正予算の件
- 日程第26 議案第30号 平成18年度弥富市公共下水道事業特別会計補正予算の件

議長（大原 功君） この際、日程第5、議案第1号から日程第26、議案第30号まで、以上22件を一括議題といたします。

本案22件に関して審査経過の報告を総務常任委員長。

総務常任委員長（三浦義美君） 総務常任委員会に付託されました案件は、議案第1号平成19年度弥富市一般会計予算の件初め8件であります。

本委員会は去る3月19日及び本日開催し、審査を行いましたので、その結果を御報告申し上げます。

まず、議案第1号平成19年度弥富市一般会計予算の件、議案第4号平成19年度弥富市土地取得特別会計予算の件について3月19日に2件を一括して審査いたしましたところ、一般会計予算については、バランスシート、地方特別交付金、職員給与の見直し、市長給与などについて質疑があり、2件を一括して採決した結果、賛成少数で否決しましたが、本日の総務常任委員会で再審査をした結果、全会一致で原案を了承しました。

次に、議案第17号弥富市公益法人等への職員の派遣に関する条例の一部改正の件、議案第18号弥富市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正の件、議案第20号弥富市職員の給与に関する条例の一部改正の件、議案第21号弥富市土地開発基金条例の一部改正の件の4件を個々に審査し、個々に採決した結果、4件とも全会一致で原案を了承しました。

次に、議案第24号平成18年度弥富市一般会計補正予算の件、議案第27号平成18年度弥富市土地取得特別会計補正予算の件の2件を一括して審査し、一括して採決した結果、全会一致で原案を了承しました。

以上、審査結果の報告をいたします。

議長（大原 功君） 次に、建設経済常任委員長。

建設経済常任委員長（佐藤良行君） それでは、建設経済常任委員会の報告をいたします。

建設経済常任委員会に付託されました案件は、議案第1号平成19年度弥富市一般会計予算の件ほか7件であります。

本常任委員会は去る3月19日に開催し、審査を行いましたので、その審査結果を御報告申し上げます。

最初に、議案第1号平成19年度弥富市一般会計予算の件、議案第5号平成19年度弥富市農業集落排水事業特別会計予算の件、議案第7号平成19年度弥富市公共下水道事業特別会計予算の件、以上3件を一括審査しましたところ、6款農林水産業費、農地・水・環境保全向上対策、7款商工費、企業立地指定企業交付奨励金、8款土木費、道路新設改良工事請負費等の質疑がありました。そして、3件を一括して採決しましたところ、全会一致で原案を了承しました。

次に、議案第15号市道の廃止の件、議案第16号市道の認定の件、以上2件を一括審査しましたところ、全会一致で原案を了承いたしました。

次に、議案第24号平成18年度弥富市一般会計補正予算の件、議案第28号平成18年度弥富市



農業集落排水事業特別会計補正予算の件、議案第30号平成18年度弥富市公共下水道事業特別会計補正予算の件、以上3件を一括審査しましたところ、全会一致で原案を了承しました。

以上、報告を終わります。

議長（大原 功君） 次に、厚生常任委員長。

厚生常任委員長（高橋和夫君） 厚生常任委員会の委員長報告をさせていただきます。

厚生常任委員会に付託されました案件は、議案第1号平成19年度弥富市一般会計予算の件から議案第29号平成18年度弥富市介護保険特別会計補正予算の件まで10件であります。

本委員会は去る3月16日に開催し、審査を行いましたので、その審査結果を御報告申し上げます。

まず、議案第1号平成19年度弥富市一般会計予算の件及び議案第2号平成19年度弥富市国民健康保険特別会計予算の件、議案第3号平成19年度弥富市老人保健特別会計予算の件、議案第6号平成19年度弥富市介護保険特別会計予算の件、以上4件の平成19年度の予算は、少子・高齢化社会の中で国の施策の考え方が激しく変化しておりますが、少子化対策、子育て支援として乳幼児医療費助成範囲の拡大、こんにちは赤ちゃん事業、十四山西部児童クラブ館整備、児童手当の拡充や、また福祉・医療施策では障害者自立支援法関連予算、後期高齢者医療事業対策など事務事業の範囲の負担割合が拡大しており、自治体としての責務が多くなっております。一方、特別会計では、保険給付費の増大や保険財政共同安定化事業等、高齢化社会を見据えた対応が組み込まれています。

委員からは、人間ドックの健康診査、ごみ収集の運搬、母子通園施設の保護者対策、保育所運営費委託料、国民健康保険特別会計繰出金、敬老会に関すること、また介護保険など幅広く審査され、限られた財源を効率的に活用し、多くの施策が盛り込まれた予算であり、採決の結果、全会一致で原案を了承しました。

次に、議案第22号弥富市遺児手当支給条例及び弥富市母子家庭等医療費支給条例の一部改正の件については、全会一致で原案を了承いたしました。

次に、議案第23号弥富市墓地条例の一部改正の件についても、また全会一致で原案を了承いたしました。

次に、議案第24号平成18年度弥富市一般会計補正予算の件及び議案第25号平成18年度弥富市国民健康保険特別会計補正予算の件、議案第26号平成18年度弥富市老人保健特別会計補正予算の件、議案第29号平成18年度弥富市介護保険特別会計補正予算の件、以上4件の平成18年度補正予算は、年度末の補正予算で各種事務事業執行後の過不足を調整するものであり、介護保険特別会計補正予算では、補助の関係で介護保険事務処理システム改修委託費が繰越明許費として計上されており、採決の結果、全会一致で原案を了承しましたことを御報告いたします。以上です。

議長（大原 功君） 次に、文教常任委員長。

文教常任委員長（浅井葉子君） 文教常任委員会の報告をさせていただきます。

本委員会は、去る3月16日に市長、助役、教育長、関係部課長出席のもと開催し、審査を行いました。その審査結果を御報告申し上げます。

文教常任委員会に付託されました案件、議案第1号平成19年度弥富市一般会計予算のうち、教育費につきまして歳出予算額35億 215万 3,000円です。その主なものは、弥富中学校移転改築関連経費といたしまして、屋内運動場移転改築工事請負費など24億 3,300万円、設計監理委託料、引っ越し委託料など 3,500万円、その他としまして、教育補助者として特別非常勤講師等の賃金 1,150万円、スクールカウンセラー等報償費 183万 3,000円、学校給食調理委託料 5,050万円、弥生小学校・桜小学校の耐震補強設計委託料 900万円、教育用パソコン・印刷機機械器具借上料及びメール配信システム借上料で 7,225万円、英語指導助手派遣委託料 1,000万円、就学援助費 1,967万円、その他小学校、中学校、社会教育、社会体育施設の運営・管理を行うための必要経費の説明がありました。

委員より、学校整備検討協議会の協議内容、19年度の協議会の開催回数等の質疑、耐震補強工事の早期完了の御意見がありました。次に、弥富北中学校の自転車通学拡大についての質問があり、市側より19年度中に駐輪場の整備をする旨の答弁がありました。続いて、弥富北中学校の北側道路の拡幅、国道 155号からの大型車両の進入禁止の意見があり、公安委員会と協議するとのお答えがありました。次に、自転車預かりの補助については、富吉・蟹江駅利用者の実態を調査するとのお答えでした。その他、南部コミュニティセンターの音響、重要文化財服部家住宅の補助金についての御質問がありました。

審査をしました結果、全会一致をもって原案のとおり了承をいたしました。

次に、議案第24号平成18年度弥富市一般会計補正予算（第6号）のうち文教常任委員会に付託されました事項につきまして審査の結果、全会一致をもって原案のとおり了承いたしました。

以上、文教常任委員会から御報告を申し上げます。

議長（大原 功君） これより質疑に入ります。

質疑の方ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（大原 功君） 質疑なしと認め、討論に入ります。

三宮十五郎議員。

3 2 番（三宮十五郎君） 市長の施政方針と新年度予算案に対して、日本共産党弥富市議団を代表して賛成討論をさせていただきます。

みずから手を挙げられたとはいえ、就任以来の市民の皆さんの期待にこたえられるように

との立場で、服部市長のこの間の御尽力に心から敬意をあらわすものでございます。私は、これまで弥富町時代から数えて36回目の予算審議にかかわり、これまでの35回は、私か、私の同僚が反対討論を行ってまいりました。今回初めて1年間の行財政運営の基本となります新年度予算案に賛成することにいたしましたので、その理由を簡潔に述べさせていただきます。

市長も施政方針演説の中で述べられておりますが、市の収入は、そのほとんどすべてが市民の皆さんの税金や負担金であり、最大限有効に活用し、市民の皆さんに還元するということが予算と市政執行の基本でございます。また、市の最高の意思決定機関で予算と条例を議決し、それに従って行財政運営が行われるものです。この間、私どもが一貫して予算案提出に当たって行政当局に求めてきたことは、新年度予算で可能な限り正確な収入の見通しをつけ、計画的・効率的な行財政運営を行うことと、その是非の判断を議会や市民が行えるように、資料や説明書を予算とあわせて提示されること、また地方自治法や地方税法、国民健康保険法や福祉の諸法律などで定められております市、以前は町でございますが、の責任が果たされ、住民の安全と福祉の向上に役立つ行政を行うものにされたいということでした。

その立場から見ますと、市長が提出されました今回の予算案も、それ以前のものも、こうした諸条件を満たし、おおむね賛成できるものというには、かなり不十分な点が少なくありません。市長の施政方針で、「市役所は市民の皆様のお役に立つところでなくてはならない」を市政の原点にかかわる非常に重要な問題と位置づけられ、前市政から引き継ぎました中学校移転改築や中学校卒業までの子供の医療費無料制度の拡大とか、国民健康保険税や介護保険料など生活保護基準収入以下の人だけでなく、その負担をすることで生活保護基準を下回る生活をしなければならないことになる人々にも適用するとこの議会で表明されたことなど、市民の皆さんとともに歓迎するものでございます。

しかしながら、18年度予算でもそうございましたが、予算提出に当たっては、通常はない中学校の移転改築費として8億円余りを使うなど、120億円余りの収入と支出に対し約9億円の積立金の取り崩しが必要と説明をされましたが、この議会に出されております年度末の最終見通しの補正予算案では、取り崩しは約1億円で済み、新たに5億円を超える積立金を行うというもので、初めの予算見通しと最終予算見通しでは13億円以上も違うことになります。その最大の要因は、税収の過少見積もりであります。もっとも基本的な問題ではありますが、私が市から提供されました資料によって計算してみますと、この予算の最終見通しにも入れられていない、さらにふえる市税収入は、法人市民税1億円を含めて2億5,000万円になる見通しであります。議会や市民に示している市の財政見通しは、合わせて、新年度予算で提出されたときに比べて15億円も違っていることになり、私たちの求めや市長の施政方

針の立場から見てもかなり問題があり、その延長線上に新年度予算案が編成されております。

質疑の中でも申し上げましたが、県の14年度予算編成に当たって示されました13年度当初予算案と年度末の最終財政見通しの税収の差はわずか0.5%であります。弥富市のそれとは大変な違いがあります。また、時系列的にとか、あるいは予算の大きくりのところでそれぞれの比較、予算の根拠となる数量が示されるなど、かなりわかりやすいものとなっております。蟹江町や、弥富市と同じブロックを構成しております八つの市のうちの他の七つの市のそれと比べても非常にわかりにくいもので、この間、ほとんど改善らしい改善がされておられません。

市長は2月初めからの就任でございますので、この予算の編成の作業にほとんど市長がかかわっていないという条件を考慮に入れましても、私どもが賛成するにはかなりの勇気を求められるものであります。市長選挙での公約、施政方針演説、本会議と委員会審議で示されました計画的・効率的・効果的な財政運営により市政の刷新を図る。社会的弱者、障害のある方を支援し、きめ細やかな福祉対策にとり組みますなど、法律で定められ、市に義務づけられております諸事項を法律と道理に基づいて実施をされ、議会、市民の皆様、専門家や学識経験者の方々にもお知恵をおかりしながら市政運営を進めていきたいという市長の立場を今後の市政運営の中で貫き通されることを強く求めるものでございます。私たち日本共産党議員団もまた議会内で8分の1を占める市議団としての責任を果たし、市長の「市民のために」という立場での市政改革に協力を惜しまないことをお約束し、賛成討論とさせていただきます。

議長（大原 功君） 他に討論の方はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（大原 功君） これをもって討論を終結いたします。

本案22件は、原案どおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（大原 功君） 御異議なしと認めます。

よって、本案22件は原案どおり可決決定をいたしました。

~~~~~

日程第27 議案第32号 弥富市長の給与の特例に関する条例の制定の件

議長（大原 功君） 日程第27、議案第32号を議題といたします。

服部市長に提案理由の説明を求めます。

市長（服部彰文君） 議案第32号の提案理由を御説明申し上げます。

議案第32号弥富市長の給与の特例に関する条例の制定につきましては、弥富市長の給料の月額及び期末手当の額を20%減額するため必要な事項を定めるものであります。議案の詳細

につきましては総務課長から説明いたしますので、よろしく御審議賜りますようお願いを申し上げます。

議長（大原 功君） 議案は総務課長に説明をさせます。

総務課長（佐藤勝義君） 議案第32号弥富市長の給与の特例に関する条例の制定について説明申し上げます。

まず初めに第1条、これは市長の給料の月額を平成19年4月1日から平成23年2月3日までの間、20%減額することを定めるものでございます。

続いて第2条、これは市長の期末手当の額を平成19年4月1日から平成23年2月3日までの間、20%減額することを定めるものでございます。

最後に附則、これは施行期日について定める規定ですが、平成19年4月1日から施行するものでございます。以上でございます。

議長（大原 功君） これより質疑に入ります。

質疑の方ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（大原 功君） 質疑なしと認め、討論に入ります。

討論の方ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（大原 功君） 討論なしと認め、採決に入ります。

本案は、原案どおり可決することに御異議ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（大原 功君） 御異議なしと認めます。

よって、本案は原案どおり可決決定をいたしました。

~~~~~

日程第28 発議第1号 弥富市議会会議規則の一部改正の件

日程第29 発議第2号 弥富市議会委員会条例の一部改正の件

議長（大原 功君） この際、日程第28、発議第1号、日程第29、発議第2号、以上2件を一括議題といたします。

本案2件は議員提案ですので、提出者の宇佐美肇議員に提案理由の説明を求めます。

25番（宇佐美肇君） ただいま一括議題となっております発議第1号及び発議第2号について提案理由の説明を申し上げます。

発議第1号弥富市議会会議規則の一部改正については、このたび地方自治法の一部を改正する法律が公布され、委員会の議案提出権などが新たに規定されたことに伴い、市議会規則の一部を改めるものでございます。

続きまして、発議第2号弥富市議会委員会条例の一部改正についてを説明します。

このたび地方自治法の一部を改正する法律が公布され、議長による委員の選任権などが新たに規定されたことに伴い、委員会条例の一部を改めるものでございます。御賛同よろしくお願いたします。以上。

議長（大原 功君） これより質疑に入ります。

質疑の方ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（大原 功君） 質疑なしと認め、討論に入ります。

討論の方ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（大原 功君） 討論なしと認め、採決に入ります。

本案2件は、原案どおり可決することに御異議ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（大原 功君） 御異議なしと認めます。

よって、本案2件は原案どおり可決決定をいたしました。

~~~~~

日程第30 閉会中の継続審査の件

議長（大原 功君） 日程第30、閉会中の継続審査の件を議題といたします。

議会運営委員長から、会議規則第104条の規定により閉会中の継続審査の申し出がありました。

お諮りいたします。

議会運営委員長の申し出どおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（大原 功君） 御異議なしと認めます。

よって、議会運営委員長の申し出どおり決定をいたしました。

以上をもちまして、本日の議事日程は全部終了いたしましたので、これをもって平成19年第1回弥富市議会定例会を閉会いたします。

~~~~~

午後2時48分 閉会

本会議の顛末を記載し、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

弥富市議会議長 大原 功

同 議員 村 井 邦 彦

同 議員 新 田 達 也